

知ろう

ふせ
防ごう

障がい者虐待

しょうがい

しや

ぎやく

たい



しょうがいしやぎやくたいぼう し ほう
障害者虐待防止法では、障がい者への虐待を以下の3つに分けて、

① 養護者による障がい者虐待

② 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待

③ 使用者による障がい者虐待

※養護者とは障がい者の身の回りの世話や金銭の管理などを行っている家族や親族などをいいます。

※使用者とは主に障がい者を雇用する事業主などをいいます。

なん ひと しょうがいしや たい ぎやくたい
何人も障がい者に対して、虐待をしてはならないと規定されています。

しょうがいしや ぎやくたい お か のうせい も
障がい者への虐待はどこでも起こる可能性を持っています。

ぎやくたい う しょうがいしや しゅうい かた がた
虐待を受けている障がい者やその周囲の方々、

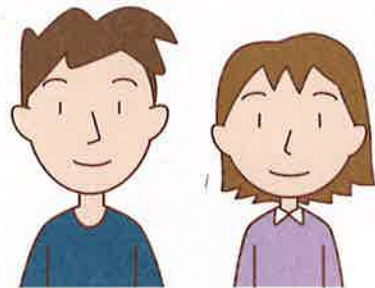
もし虐待があった場合は、担当窓口に相談しましょう。

障がい者虐待を防止するために、 虐待について知りましょう

障がい者とは？

障がい者とは身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他心身の機能の障がいがある方であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方を行います。

※障害者虐待防止法という障がい者には、障害者手帳を取得していない方や18歳未満の方も含まれます。



虐待を判断する場合のポイント

これって
虐待ですか？



POINT 1

障がい者本人が何をされているのか分からない場合があります



障がいの種類などにより、障がい者本人が虐待されていることを認識できない場合があります。また長い間、虐待を受けると障がい者本人があきらめてしまっていることもあります。障がい者本人の「自覚」は問わずに判断することが大切です。

POINT 2

しつけや指導といった、虐待をしている場合もあります



「自分を傷つけてしまう」や「他人を傷つけてしまう」など、しつけ、指導を理由に虐待が行われている場合もあります。虐待をしている側の「自覚」は問わず、しっかりと見極めましょう。

POINT 3

養護者と障がい者本人で虐待へのとらえ方が違う場合があります



施設で虐待が発生しても、養護者などは「面倒をみていただいているので仕方がない」などと思い、施設側に言えない場合があります。あくまでも障がい者本人を第一に考えて、虐待について判断しましょう。

障がいのある方々を周囲や地域で見守りましょう

障がい者の虐待は身近なところで起こりますが、密室性が高く、表面化しにくいという特徴があります。障がい者が安心して生活が送れるように、周囲や地域で障がい者を見守りましょう。

また、周囲の方々からの挨拶や励ましの言葉が、障がい者や養護者にとって心の支えとなります。障がい者の特性を理解して、障がい者を支援しましょう。

このような方が
周囲にいませんか？



- 1 体に傷がある。
- 2 雨戸が閉まったままで、姿を見かけない。
- 3 何日間も、洗濯物が干しっぱなしである。
- 4 郵便物がたまってきたままになっている。

養護者や家族の方々も休息が必要です

疲れていませんか？



毎日の介護が
大変で…

短期入所や通所サービスなども利用してみま
しょう。

介護の
ストレスや
悩みが…

家族会に参加したり、
カウンセリングなども
利用してみましょ

私(養護者)にも
障がい
があります…

養護者や家族の方々に
も障がいがあり、障が
い者に支援が行き届い
ていない場合は、専門
的な機関に支援しても
らいましょ

障がい者虐待は、障がいに関する理解不足、介護疲れ、障がい者と養護者との人間関係の強弱など、様々な要因が絡み合っ
て起こります。障がい者の介護をする場合は、家族全員が協力して行い、地域のさまざまなサービスも積極的に利用
しましょう。

また、心身ともに疲れ切っている養護者には、息抜きや趣味の時間を持ち、リフレッシュすることが必要です。もし困ったことがあれば、抱え込まずに担当窓口
に相談して、アドバイスなどを受けましょ



こころあたりは
ありませんか？

障がい者虐待の行為は 主に5種類に分けられます

1 身体的虐待

障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。



たとえば

- 殴る、蹴る、つねる、打撲・やけどさせる。
- 食べられないものを無理やり口に入れる。
- 部屋に閉じ込める、ベッドなどに縛り付ける。



身体的虐待のサイン

- ☐ アザや傷が体にみられる
- ☐ こわがったり、おびえたり、震えたりしている
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう



2 性的虐待

障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者にわいせつな行為をさせること。



たとえば

- 性交、性的暴力、性的行為を強要する。
- 性器への接触、性的雑誌やビデオを見せるように強いる。
- 裸にする、キスする、わいせつな言葉を発する。



性的虐待のサイン

- ☐ 不自然な歩き方をし、座位を保つことが困難になる
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる



3 心理的虐待

障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応又は不当な差別言動その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



たとえば

- 怒鳴る、ののしる、侮辱する言葉を浴びせる。
- 話しかけられても無視する。差別的に扱う。
- 子ども扱いをして自尊心を傷つける。



心理的虐待のサイン

- ☐ 自傷行為や攻撃的な態度がみられる
- ☐ パニック症状を起こす
摂食障害(過食、拒食)がみられる
- ☐ 眠ることへの恐怖、不規則な睡眠、夢にうなされる
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、顔の表情がなくなる



周囲に虐待のサインは
ありませんか？



4 放棄・放任

障がい者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、3ページの1から3に掲げる行為と同様の行為の放置など養護を著しく怠ること。



たとえば

- 入浴させなかったり、衣服を取り替えない。
- ゴミが散乱しているなど、住環境が悪い。
- 食事を与えない。
- 必要なサービスを受けさせない。



放棄・放任のサイン

- ☐ 身体から異臭、髪や爪が汚れている
- ☐ 部屋が汚れていて、ゴミは放置したままになっている
- ☐ いつも同じ服を着ている。
下着やシーツが汚れている
- ☐ 極端に空腹を訴える
- ☐ 病気やけがをしても家族などが病院へ連れて行っていない



5 経済的虐待

障がい者の財産を不当に処分すること、その他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。



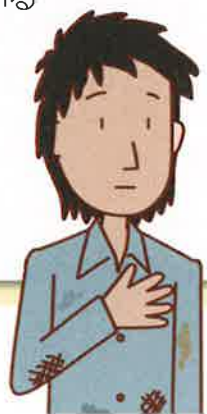
たとえば

- 障がい者本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する。
- 日常生活に必要な金銭を障がい者本人に渡さない。



経済的虐待のサイン

- ☐ 賃金や年金などの収入があるにもかかわらず、身なりが貧しく、お金を使っている様子が見られない
- ☐ 日常生活に必要な金銭をもらっていない
- ☐ 障がい者本人の知らないところで年金や賃金などが管理されている
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない



プライバシー
厳守！

虐待だと思ったら、 担当窓口に通報・相談してください！

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障がい者を発見したものは速やかに市区町村などの担当窓口に通報することが義務付けられています。また、通報等を受けた職員は正当な理由なしに通報等をした者を特定させる情報を漏らしてはならないと規定されています。

虐待に関する通報や相談は、市区町村の担当窓口や障がい者虐待防止センターなどが受け付けます。通報したからといって不利益な取り扱いを受けてはならないと法律で規定されているので、迷わずに通報・相談してください。

通報する
義務があります！



障がい者
虐待防止
センター

障がい者虐待防止センターではこのような業務を行っています。

- ▶ 通報や届出の受付
- ▶ 障がい者や養護者に対する相談、指導、助言

障害者虐待に関する相談や窓口

能美市障害者基幹相談支援センター	
電話番号	080-2147-9808
メールアドレス	nomi.kikan@gmail.com
能美市障害者虐待防止センター（いきいき共生課内）	
住所	〒923-1297 能美市来丸町1110番地
電話番号	0761-58-2233
FAX番号	0761-58-2292
メールアドレス	ikiiki@city.nomi.lg.jp

障害者福祉施設従事者等による虐待に関する相談窓口

福祉課	
住所	〒923-1297 能美市来丸町1110番地
電話番号	0761-58-2230
FAX番号	0761-58-2294
メールアドレス	fukushi1@city.nomi.lg.jp